年　　月　　日

経済的事情による卒業困難者に対する学納金減免申請書

学校法人東京成徳学園
　理事長　木内　秀樹　殿

（申請学生）学部・学科
学籍番号
氏　　名　　㊞
住　　所
電　　話
Ｅ－mail
（保 証 人）氏　　名　　㊞
住　　所
電　　話

「学校法人東京成徳学園経済的事情による卒業困難者に対する学納金減免規程」に基づき、以下の通り、必要書類を添えて申請いたします。

申請理由	（学納金納入が困難となった理由を具体的に記入してください。）					
家族状況	氏　　名	年齢	続柄	職業・勤務先	前年年収等	今年年収等見込
					万円	万円

（注）①「年収等」の欄には、給与所得者は収入額（源泉徴収票「支払金額」、住民税決定通知書「給与収入」）を、給与所得者以外は所得金額（確定申告書の所得額合計）を記入して下さい。
②主たる家計維持者（家計を主に支えている人）が家族以外の場合は、家族状況欄に（　　）書きして下さい。
③必要書類及び目途等については、下記並びに裏面をご参照下さい。

必要書類

・親権者全員または主たる家計維持者の収入等を証明する書類　前年分・今年分

前年分：前年の源泉徴収票（給与所得者の場合）／確定申告書（給与所得者以外の場合。税務署の収受印がある所得金額が記載されたページのみで可）、又は、住民税決定通知書の写
今年分：翌年 1～3 月配布の源泉徴収票／確定申告書の写　（上記に準じてご提出下さい。）
ご提出がない場合は、減免が取り消される場合がありますのでご注意下さい。

＜大学記入欄＞

受　付		書類確認		学生委員会（部）		学　内　決　裁					
日付	担当印	日付	担当印	日付	委員長印	日付	学長				

学納金減免規程（申請資格要件抜粋）

（東京成徳大学生の場合）

経済的事由による卒業困難者に対する学費減免の申請資格者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一　経済的事情により修学及び卒業が困難であること。

二　大学四年に在学しており、卒業に必要な単位を履修中で、当該年度に卒業が見込まれること（留年者を含み、この規程の減免期間に本学の他の奨学金等を受給している者及び留学生を除く。）。または、大学に在学し、所定の年限での卒業が見込まれること。

三　三年次までに 100 単位を修得済みで、学業等に真摯に取り組んでいること。

四　親権者全員または主たる生計維持者の年間収入等が以下の状況であること。

親権者全員または主たる生計維持者の年間収入等が以下の状況であること。

（1）原則として当年度の住民税が「非課税」又は「均等割り」のみの世帯、及び、住民税のうち『区市町村民税』・『都道府県民税』の所得割額の合計額が年額 85,500 円未満の世帯、若しくはこれに準じる世帯

＜例＞年間収入の目安：4 人家族（父・母・子２）で 350～380 万円程度（以下）。
なお、家計状況により相談可能。

（2）原則として当年度収入が大幅に減少した場合、或いは減少すると見込まれる場合

＜例＞非自発的失職・破産・会社の倒産・病気・死亡・離別・災害等により、家計が急変した場合（１年以内）、或いは減少すると見込まれる場合。所得の目安は、上記（１）の年収以下、或いは、前年度の 1/2 以下。

（東京成徳短期大学生の場合）

経済的事由による卒業困難者に対する学費減免の申請資格者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一　経済的事情により修学及び卒業が困難であること。

二　短期大学二年に在学しており、卒業に必要な単位を履修中で、当該年度に卒業が見込まれること（留年者を含み、留学生を除く。）。または、短期大学に在学し、所定の年限での卒業が見込まれること。

三　一年次までに 36 単位を修得済みで、学業等に真摯に取り組んでいること。

四　親権者全員または主たる生計維持者の年間収入等が上記大学の項目と同じ状況であること。

（住民税決定通知書のサンプル）

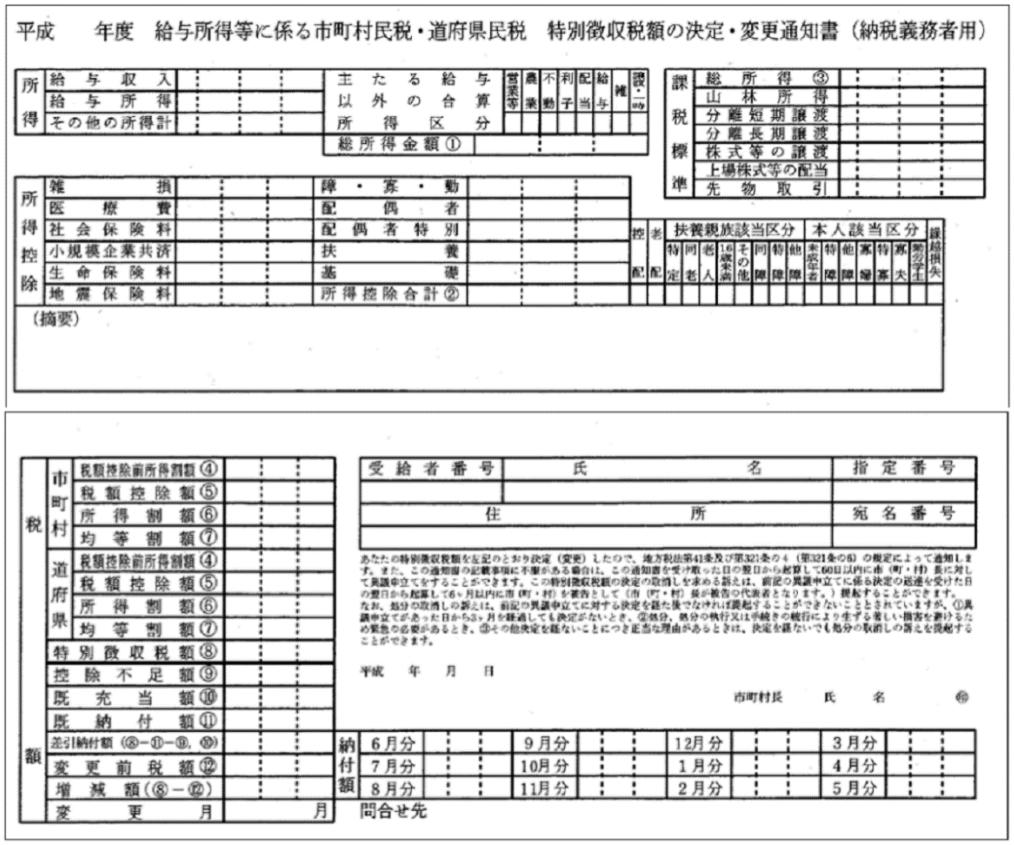

平成　　年度　給与所得等に係る市町村民税・道府県民税　特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得：給与収入／給与所得／その他の所得計／主たる給与／以外の合算／所得区分／総所得金額①／営業等／農業／不動／利子／配当／給与／雑／譲・一時

課税標準：総所得③／山林所得／分離短期譲渡／分離長期譲渡／株式等の譲渡／上場株式等の配当／先物取引

所得控除：雑損／医療費／社会保険料／小規模企業共済／生命保険料／地震保険料／障・寡・勤／配偶者／配偶者特別／扶養／基礎／所得控除合計②／控除対象配偶者／扶養親族該当区分（特定／同老／老人／16歳未満／その他）／本人該当区分（未成年者／同障／特障／他障／寡婦／特寡／寡夫／勤労学生）／雇用保険

（摘要）

税額：市町村（税額控除前所得割額④／税額控除額⑤／所得割額⑥／均等割額⑦）／道府県（税額控除前所得割額④／税額控除額⑤／所得割額⑥／均等割額⑦）／特別徴収税額⑧／控除不足額⑨／既充当額⑩／既納付額⑪／差引納付額（⑧－⑪－⑨、⑩）／変更前税額⑫／増減額（⑧－⑫）／変更月　月

受給者番号／氏名／指定番号／住所／宛名番号

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の４（第321条の６）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に市（町・村）長に対して異議申立てをすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の異議申立てに係る決定の経過を受けた日の翌日から起算して６か月以内に市（町・村）を被告として（市（町・村）長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えとは、前記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあった日から３か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

平成　年　月　日

市町村長　　氏　名　　㊞

納付額：6月分／7月分／8月分／9月分／10月分／11月分／12月分／1月分／2月分／3月分／4月分／5月分

問合せ先